

被 処 分 者	認 定 証 番 号	宮崎県公安委員会 第431号
	自 動 車 運 転 代 行 業 者 の 名 称 又 は 記 号	ハート代行
	主たる営業所が所在する市町村	都城市
処 分 年 月 日		令和6年3月7日
処 分 内 容		認定の取消し
処 分 理 由		自動車運転代行業の業務適正化に関する法律第3条第2号に規定する欠格要件に該当するため。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適性化に関する法律第7条第1項第2号
処分を行った公安委員会		宮崎県公安委員会